

随意契約締結状況

契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量	契約担当部門課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	契約に係る契約金額(税別)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
乳房用X線装置Dimensions3D修理	一式 和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和5年5月10日	和歌山市手平3-8-43 株式会社 大黒	1,710,000 円	契約業者は当該機器の導入業者であり、過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
シンチレーションカメラBRIGHTVIEW修理	一式 和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和5年5月10日	和歌山市手平3-8-43 株式会社 大黒	2,260,000 円	契約業者は当該機器の導入業者であり、過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
上部消化管汎用ビデオスコープ修理	一式 和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和5年5月10日	和歌山市手平3-8-43 株式会社 大黒	1,600,000 円	契約業者は当該機器の導入業者であり、過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
南館5階・8階改修工事設計監理業務	一式 和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和5年5月29日	大阪市中央区平野町2-6-6 ヒロセ平野町ビル4階 株式会社横河建築設計事務所大阪事務所	20,000,000 円	本館建設及び既存棟改修工事の設計監理業者であり、本工事に係る建築設備等を熟知しており、本業者管理のもと、安全にかつ円滑に工事が実施できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	